令第十八条の四に規定するわかめ養殖業	全ての水域	一五・四一	一一・五九	八・六六	四・九七	九・〇六	一一・五五	九・〇一	八・四一	五・八六	二・一七	三・〇六	五・四八	九・〇四	〇・一〇	七・九二	三・三三	七・一〇					
令第十八条の四に規定するこんぶ養殖業	3区	八・七三	七・四三	六・一四	四・〇二	五・一〇	六・二六	四・一三	五・五五	四・〇二	一・六五	一・三〇	二・〇	五・〇八	〇・一〇	四・二五	三・三三	四・九二					
	4区	一二・七四	一〇・九七	九・三二	六・二五	七・四五	九・一五	六・〇二	八・六二	六・三七	二・七二	二・〇一	四・二五	七・九〇	〇・一〇	六・二一	四・九二						
令第十八条の四に規定する真珠母貝養殖業	全ての水域	一五・一二	一〇・二八	八・三二	四・九九	九・六〇	一二・八六	一一・九六	七・七一	五・六〇	二・四二	二・七二	四・六九	七・八七	〇・一〇	一三・六一	一三・六一						
令第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	全ての水域	九・一二	七・〇〇	五・五二	三・五一	四・六二	五・七一	三・八一	五・一六	三・七九	一・六七	一・四九	二・六八	四・八九	〇・一〇	三・七九	二・九七						
令第十八条の四に規定する特定かき養殖業	全ての水域	五・七三	四・八九	四・〇七	二・七〇	三・六九	三・八八	二・二七	三・三〇	二・五〇	一・一三	〇・六六	一・四八	二・八五	〇・一〇	二・五〇	二・〇七						
令第十八条の四に規定するくるまえび養殖業	全ての水域	一二・一六	九・二八	七・一一	四・一二	六・七八	九・一二	七・三六	七・〇三	四・八五	一・八六	一・七九	三・九六	六・九八	〇・一〇	四・五二							
令第十八条の四に規定するうに養殖業	全ての水域	一二・七〇	七・五一	五・六六	三・一六	六・八〇	八・六三	七・三九	五・八五	四・〇〇	一・五〇	二・六九	四・五四	七・〇三	〇・一〇	九・〇四	八・一二						
令第十八条の四に規定するほや養殖業	全ての水域	九・五九	七・三六	五・八一	三・六九	四・八六	六・〇一	四・〇一	五・四三	三・九八	一・七五	一・五六	二・八二	五・一四	〇・一〇	三・九八	三・一二						

第一号の表備考タを削る。

第二号イからハまでの規定中「、ヨ又はタ」を「又はヨ」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十七年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百九号（漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

養殖施設の種類	分損特約がある場合				分損特約がない場合			
	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式		通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	
浮流し式養殖施設	六・三三％	〇・七二％	〇・二四％		四・七六％	〇・七二％	〇・二四％	
はえ縄式養殖施設	三・七七	〇・七二	〇・二四		二・八四	〇・七二	〇・二四	
くい打ち式養殖施設	三・一四	〇・七二	〇・二四		二・三六	〇・七二	〇・二四	
いかだ	四・六七	〇・七二	〇・二四		三・五〇	〇・七二	〇・二四	
網いけす	〇・九九	〇・七二	〇・二四		〇・五一	〇・五一	〇・二四	

第一号の表備考ハ中「第二号」を「第三号」に改め、同表中備考リを備考ヌとし、備考ニから備考チまでを備考ホから備考リまでとし、備考ハの次に次のように加える。

ニ　「地震等限定低塡補方式」とは、規則第八十条の二第二号又は第四号（これらの規定を規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係る塡補方式をいう（以下同じ。）。

第二号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		分損特約がある場合						分損特約がない場合					
		各網についての全損契約を締結する場合			その他の場合								
		通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式
北海道さけます定置網	一月から七月まで	〇・三五％	〇・〇六％	〇・〇二％	〇・八〇％	〇・〇六％	〇・〇二％	〇・三五％	〇・〇六％	〇・〇二％	〇・八〇％	〇・〇六％	〇・〇二％
	八月	一・四〇	〇・〇六	〇・〇二	二・七〇	〇・〇六	〇・〇二	二・七〇	〇・〇六	〇・〇二	二・七〇	〇・〇六	〇・〇二
	九月から十二月まで	一・七〇	〇・〇六	〇・〇二	三・一〇	〇・〇六	〇・〇二	三・一〇	〇・〇六	〇・〇二	三・一〇	〇・〇六	〇・〇二
大型定置網	一月から七月まで及び十一月	〇・四一	〇・〇六	〇・〇二	一・一〇	〇・〇六	〇・〇二	一・一〇	〇・〇六	〇・〇二	一・一〇	〇・〇六	〇・〇二
	八月から十月及び十二月まで	一・三二	〇・〇六	〇・〇二	三・二六	〇・〇六	〇・〇二	三・二六	〇・〇六	〇・〇二	三・二六	〇・〇六	〇・〇二